

## 牧之原市インキュベーション施設利用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内での創業及び新たな事業分野への進出を支援するため、市内のインキュベーション施設を利用する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、牧之原市補助金等交付規則（平成17年牧之原市規則第28号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) インキュベーション施設 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する施設をいう。

ア 事業者が拠点とし、事業所在地として登記ができる施設

イ 施設利用料金の範囲内において次に定める者による支援を受けることができる施設

(ア) 弁護士

(イ) 弁理士

(ウ) 公認会計士

(エ) 税理士

(オ) 中小企業診断士

(カ) 社会保険労務士

(キ) 司法書士

(ク) 行政書士

(ケ) インキュベーション・マネージャー（創業支援についての実績を有し、インキュベーション施設の運営に従事する者をいう）

ウ 施設の利用規約に利用可能期間が明記されている施設

(2) 牧之原市チャレンジビジネスコンテスト 牧之原市が主催するものであって、新たな事業を展開するビジネスアイデアを公募し、実現度及び地域産業への影響がより高い事業者を選定するコンテストをいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に適当認めるものについてはその限りではない。

(1) 市内のインキュベーション施設を利用して、事業を行うことが確実であること又は行っていること。

(2) 「牧之原市チャレンジビジネスコンテスト」にエントリーした者又は翌年度にエントリーする予定がある者

(3) 市税等を滞納していない者

(4) 許認可を要する業種を創業する者については、既に当該許認可を受けていること又は当該許認可を受けることが確実であること。

(5) 牧之原市暴力団排除条例（平成24年牧之原市条例第18号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する者でないこと。

(6) 別表に定める業種に分類されない事業を営む者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、インキュベーション施設の利用料金（賃借料を含む）とする。ただし、国、県及び市が支給する他の補助金等により交付の対象となる経費は除く。

(補助額)

第5条 補助額は補助対象経費の3分の1以内とし、10万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ア 事業計画書（様式第2号）
- イ 収支予算書（様式第3号）
- ウ 申請者の市税等に滞納がないことを確認できる書類
- エ 市内で事業を行うことが確認できる計画書
- オ 補助対象経費の内容が確認できる見積書、契約書等の写し
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業開始日の14日前まで

2 申請者は、事業の実施に必要なときは、補助金の概算払を申請することができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の補助金の概算払について、必要があると認めたときは、これを承認し、概算払することができる。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定において、次に掲げる条件を付する。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- ア 補助対象経費の20パーセントを超える変更又は補助額の増額をしようとする場合
- イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長の指示を受けなければならない。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(4) 牧之原市補助金等交付規則及び牧之原市インキュベーション施設利用支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

(5) その他市長が必要と認める条件を遵守すること。

(変更の承認申請)

第9条 申請内容に変更の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第2号）
- (2) 変更収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類  
（変更の承認）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、  
適当と認めたときは、変更承認書（様式第6号）により通知するものとする。  
（実績報告）

第11条 補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第7号）に次に掲げる  
書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 提出書類
  - ア 事業実績書（様式第8号）
  - イ 収支決算書（様式第3号）
  - ウ 補助対象経費の支払を証明する書類の写し
  - エ 事業の実施状況がわかる資料
  - オ その他市長が必要と認める書類

- (2) 提出期限  
補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日まで。  
（交付の確定）

第12条 市長は、実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めた  
ときは、交付確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。  
（補助金の請求）

第13条 補助金を請求するときは、前条に規定する交付確定通知書を受領した  
日から起算して10日を経過した日までに請求書（様式第10号）を市長に提出  
しなければならない。

（概算払の請求）

第14条 概算払の請求をする必要があるときは、概算払の承認を受けた後、概  
算払請求書（様式第10号）を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付の決定及び確定を受けた者が、次の各号に該当  
した場合には、当該補助金の返還を命ずるものとする。ただし、災害等のや  
むを得ない事情として市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請等を行った場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件又はこの告示の規定に違  
反した場合

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象外とする業種	
1	医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所
2	<p>以下のサービス業等</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業等であって同法に基づく許可又は届出が必要な営業</p> <p>(2) 易断所、観相業又は相場案内業</p> <p>(3) 競輪、競馬等の競争場又は競技団</p> <p>(4) 芸妓業又は芸妓斡旋業</p> <p>(5) 場外馬券売場、場外車券売場又は競輪、競馬等予想業</p> <p>(6) 興信所（専ら個人の身分、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）</p> <p>(7) 集金業又は取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）</p> <p>(8) 宗教</p> <p>(9) 政治、経済又は文化団体</p>

様式第1号（第6条関係）

交付申請書

年 月 日

牧之原市長

所在地  
名 称  
代表者

年度においてインキュベーション施設利用支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

- (1) 金額 円  
(2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

- (1) 金額 円  
(2) 理由  
(3) 時期

様式第2号（第6条、第9条関係）

事業計画書（変更事業計画書）

1 申請者の概要

氏名	
住所	〒
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

2 事業の概要

業種	
法人・屋号名等	
創業形態	個人 ・ 法人
創業（予定）場所	
創業（予定）日	年 月 日
創業事業内容	
当該事業の経験の有無	有（ 年 月間） ・ 無
営業日及び営業時間	開店 時 分～閉店 時 分
創業に必要な許認可等	名称 取得（予定）年月日 年 月 日

備考 変更事業計画書の場合は、変更部分のみ記載すること。

3 牧之原市チャレンジビジネスコンテストへの参加の状況

- ・ （ 年度）牧之原市チャレンジビジネスコンテストに参加済み
- ・ 次年度の牧之原市チャレンジビジネスコンテストに参加予定

様式第3号（第6条、第9条、第11条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		算出基礎
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

牧之原市長



交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったインキュベーション施設利用支援事業の補助金について、1のとおり決定します。

なお、概算払については、2のとおり承認します。

1 決定の内容

- (1) 金額 円  
(2) 交付の対象

2 承認の内容

- 第 回（ 年 月頃） 円  
第 回（ 年 月頃） 円

3 交付の条件

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。  
ア 補助対象事業費の20パーセントを超える変更又は補助額の増額をしようとする場合  
イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合  
(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長の指示を受けなければならない。  
(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。  
(4) 牧之原市補助金等交付規則及び牧之原市インキュベーション施設利用支援事業補助金交付要綱を遵守すること。  
(5) その他市長が必要と認める条件を遵守すること



様式第5号（第9条関係）

変更承認申請書

年 月 日

牧之原市長

所在地  
名 称  
代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたインキュベーション施設利用支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容

様式第6号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

牧之原市長



変更承認書

年 月 日付けで申請のあったインキュベーション施設利用支援事業の計画の変更について、次のとおり承認します。

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更後の交付決定額 円

様式第7号（第11条関係）

実績報告書

年 月 日

牧之原市長

所在地  
名 称  
代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたインキュベーション施設利用支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第8号（第11条関係）

事業実績書

事業の概要

総事業費	
補助対象経費	
補助金交付決定額	
業種	
事業所・店舗名等	
創業形態	個人 ・ 法人
創業場所	
創業日	
事業内容	
営業日及び 営業時間	開店 時 分～閉店 時 分

様式第9号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

牧之原市長



交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定したインキュベーション施設利用支援事業補助金の交付について、次のとおり確定します。

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

様式第 10 号（第 13 条、第 14 条関係）

請求書（概算払請求書）

金 円

ただし、年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けたインキュベーション施設利用支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

牧之原市長

所在地  
名 称

代表者

口座振込先金融機関名

口座種別

口座番号

（フリガナ）

口座名義

印